○文部科学省令第二十五号

独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第九号）及び独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百二十五号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十条並びに独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十四条第二項、第十七条の二第一項及び第十七条の三並びに独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）第八条の二第四項の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣　松野　博一

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第一項第一号中「貸与」の下に「及び支給」を加え、同条第二項中「第二十五条並びに」を「第二十五条、第三十二条の四第二項並びに」に改める。

第十七条中「機構は、」の下に「法第二十三条の三の規定によるほか、」を加え、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「第二種学資金」を「第二種学資貸与金」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に改め、「業務」の下に「（法第二十二条第一項の規定により政府が貸し付けた資金をこれに必要な費用に充てるものに限る。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二　第一種学資貸与金の貸与に係る業務（前号に掲げるものを除く。）

第十七条に次の一項を加える。

2　機構は、法第二十三条の三の規定により区分して経理する場合において、経理すべき事項が当該区分に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項については、文部科学大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して経理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理することができる。

第二十条中「場合」の下に「及び法第十七条の二の規定により機構が学資の支給を行う場合」を加える。

第二十一条第一項各号列記以外の部分中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に改め、同項第一号中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に改め、同項第二号中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に改め、「含む。以下同じ。）」の下に「の生徒、高等専門学校（第四学年、第五学年及び専攻科を除く。）の学生」を、「高等部を含む。）」の下に「を卒業した者、高等専門学校の第三学年の課程を修了した者」を加え、同項第三号及び第四号中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に改め、同条第二項中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に改める。

第二十二条第一項各号列記以外の部分中「第二種学資金」を「第二種学資貸与金」に改め、同項第一号及び第二号中「第二種学資金」を「第二種学資貸与金」に改め、同項第三号中「第二種学資金」を「第二種学資貸与金」に、「二まで」を「ハまで」に改め、同号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、同項第四号及び第五号中「第二種学資金」を「第二種学資貸与金」に改める。

第二十三条中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に、「第二種学資金」を「第二種学資貸与金」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十三条の二　法第十七条の二第一項の学資支給金（以下単に「学資支給金」という。）の支給を受ける者に係る選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

一　高等専門学校の第四学年に進級したとき学資支給金の支給を受けようとする高等専門学校の学生で、当該高等専門学校の校長の推薦を受けたもの

二　大学又は専修学校の専門課程に入学したとき学資支給金の支給を受けようとする者で、高等学校等在学者若しくは高等学校等卒業者のうち当該学校の校長の推薦を受けたもの又は認定試験合格者等

2　前項の選考は、次に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一　高等学校（旧盲学校等の高等部を含む。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程における学習成績（認定試験合格者等については、当該合格に係る成績）その他機構の定める資料に基づき、学力及び資質を総合的に判定する方法により、特に優れていると認められること。

二　その者の生計を維持する者の収入に関する資料に基づき、その収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、極めて修学に困難があると認められること。

第二十四条中「及び前条第一項」を「、第二十三条第一項及び前条第一項」に改める。

第二十五条中「学資金」を「学資貸与金」に改める。

第二十六条の見出し中「割賦金」を「学資貸与返還割賦金」に改め、同条第一項中「割賦金」を「学資貸与返還割賦金」に、「学資金」を「学資貸与金」に、「要返還者」を「学資貸与金要返還者」に改める。

第二十七条の見出し中「割賦金」を「学資貸与返還割賦金」に改め、同条第一項中「割賦金」を「学資貸与返還割賦金」に、「要返還者」を「学資貸与金要返還者」に改め、同条第二項中「要返還者」を「学資貸与金要返還者」に改める。

第二十八条中「割賦金」を「学資貸与返還割賦金」に、「要返還者」を「学資貸与金要返還者」に改める。

第二十九条の見出し中「割賦金」を「学資貸与返還割賦金」に改め、同条第二項中「割賦金」を「学資貸与返還割賦金」に、「要返還者」を「学資貸与金要返還者」に改める。

第三十条の見出し中「割賦金」を「学資貸与返還割賦金」に改め、同条第一項中「割賦金」を「学資貸与返還割賦金」に、「要返還者」を「学資貸与金要返還者」に改め、同条第二項中「割賦金」を「学資貸与返還割賦金」に、「学資金」を「学資貸与金」に改める。

第三十一条の見出し中「返済未済額」を「学資貸与金の返済未済額」に改め、同条第一項中「、返済未済額」を「、学資貸与金の返済未済額」に、「第五条第四項」を「第五条第五項」に、「学資金」を「学資貸与金」に、「割賦金」を「学資貸与返還割賦金」に、「に返済未済額」を「に学資貸与金の返済未済額」に、「「返済未済額」を「学資貸与金の返済未済額」に改め、同条第二項中「要返還者」を「学資貸与金要返還者」に、「返済未済額」を「学資貸与金の返済未済額」に改める。

第三十二条の見出し中「学資金」を「学資貸与金」に改め、同条第一項中「要返還者」を「学資貸与金要返還者」に、「割賦金」を「学資貸与返還割賦金」に、「学資金」を「学資貸与金」に、「に返済未済額」を「に学資貸与金の返済未済額」に改め、同条第二項中「学資金」を「学資貸与金」に、「要返還者」を「学資貸与金要返還者」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（学資支給返還金の返還の期限等）

第三十二条の二　法第十七条の三の規定により機構が支給した学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部の返還を求められた者（以下「学資支給返還金要返還者」という。）が返還しなければならない額（以下「学資支給返還金」という。）の返還の期限は、機構が返還を求めた月の翌月から起算して六月を経過した日（次項において「六月経過日」という。）以後二十年以内で機構の定める期日とし、その返還は、月賦その他の機構の定める割賦の方法によるものとする。ただし、学資支給返還金要返還者は、いつでも繰上返還をすることができる。

2　機構が、学資支給返還金要返還者について、その者の所得が少ない場合においても学資支給返還金の継続的な返還を可能とするため、文部科学大臣の認可を受けて機構の定めるところによりその者の所得を基礎として算定される額を学資支給返還割賦金（前項に規定する割賦の方法により学資支給返還金を返還する場合における各返還期日ごとの返還分をいう。以下同じ。）の額とする方法により当該学資支給返還金を返還させる場合には、その返還の期限は、前項の規定にかかわらず、六月経過日以後二十年以内とすることを要しない。この場合において、その返還の期限は、六月経過日以後の日であって、文部科学大臣の認可を受けて機構の定める日とする。